高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の交付について、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和８年７月６日環地域事発第2607061号）第３条第２号に規定するものであって、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和８年７月６日環地域事発第2607061号。以下「国要領」という。）別紙１地域脱炭素移行・再エネ推進交付金　交付対象事業となる事業（脱炭素先行地域づくり事業）２のア（ア）中「太陽光発電設備」、イ（エ）中「蓄電池」、ウ（テ）中「高効率空調機器」又は「高効率照明機器」に規定するところによる。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付対象者は、次の各号のいずれかに該当する者又はこれらの者に対しオンサイトPPAモデル、オフサイトPPAモデル若しくはファイナンスリース契約により設備を提供する者とする。

(1)　環境省が公募する「地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（脱炭素先行地域づくり事業）」に選定された本市の事業計画（以下「市計画」という。）に基づき、脱炭素先行地域に選定された別紙に指定する範囲の地域（以下「対象地域」という。）で、別表１に掲げる対象事業（以下「対象事業」という。）を実施し、又はオフサイトPPAモデルによる電力を購入する個人又は法人

(2)　市計画に基づき、宿泊施設、商業施設、複合施設又は事業所の省エネ改修を実施する法人

２　補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1)　対象地域の民生部門において対象事業を行う者であること。

(2)　高岡市暴力団排除条例（平成24年条例第12号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3)　別表１に掲げる対象設備（以下「対象設備」という。）について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けていないこと。

(4)　市税に滞納がないこと。

(5)　高効率空調機器又は高効率照明機器の補助金の交付申請を行う者は、市が指定する省エネ診断を実施すること。ただし、ZEB化概略計画を策定する場合は、この限りでない。また、電力調達をすべて再エネ電力（自家消費等）に切り替え、2030年までに電力消費に伴うCO2排出量実質ゼロを確実に達成すること。

（補助対象経費等）

第４条　補助金の対象となる設備、補助要件、補助率及び経費は、別表１のとおりとする。

２　前項の規定により、算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付の条件等）

第５条　補助金の交付条件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　脱炭素先行地域の目的の達成のために必要な事業であること。

(2)　エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。

(3)　各種法令等に遵守した設備であること。

(4)　整備する対象設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。

(5)　法定耐用年数を経過するまでの間、対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ―クレジット制度への登録を行わないこと。

(6)　整備する対象設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その補助率等は当該設備整備の補助率等と同じとする。

(7)　対象設備について、設置又は工事を施工すること。

（交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、事業に着手する前に高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類（第８条第１項に規定する事業開始の承認申請時から変更がないものを除く。）を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　見積書の写し

(2)　仕様書又はカタログの写し

(3)　事業対象箇所の配置図及び写真

(4)　補助金算定表（別紙１）

(5)　誓約書（別紙２）

(6)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　申請者は、補助金の交付の申請に当たり、対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請するものとする。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

３　補助金の交付を受けようとする者は、第９条第１項の規定による交付決定通知後に、補助対象事業に着手しなければならない。ただし、交付の申請を行う年度の前年度に、第８条第５項の規定による事業開始承認通知を受けた場合は、この限りでない。

（複数年度にまたがる事業）

第７条　単年度での実施が困難であると市長が認め、市計画において複数年度事業として位置づけられた事業については、交付申請時において、複数年度にまたがる事業期間とすることができる。ただし、補助金の交付の手続については、単年度ごとに行うものとする。

２　前項の規定により事業期間が複数年度にまたがる場合、次年度以降の補助対象事業は、国及び本市において次年度に所要の予算措置が講じられた場合にのみ行いうるものであり、市長は、補助対象事業全体の見込経費に予算が満たない場合、前項の規定にかかわらず、当該年度の補助金を減額又は不交付とすることができる。

（事業開始の承認申請）

第８条　前条に規定する複数年度にまたがる事業で、補助金の交付の申請前に着手する必

要があると市長が認めるものについては、あらかじめ高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認申請書（様式第２号。以下「事業開始承認申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1)　見積書の写し

(2)　仕様書又はカタログの写し

(3)　事業対象箇所の配置図及び写真

(4)　補助対象事業の実施期間を把握できる予定行程表又はこれに代わるもの（補助対象設備の導入に係る契約予定日、支払予定日、工事期間、年度ごとの実施内容及び導入時期が判別できること。）

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　事業開始承認申請書及びその添付書類は、補助対象事業の実施初年度内に提出しなければならない。

３　市長は、事業開始承認申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類等の審査、必要に応じて行う現地調査その他の方法により、補助対象事業の目的及び内容が適正であるかを調査し、事業開始を承認することが適当であると認めるときは、申請者に条件を付し、事業開始の承認を決定するものとする。

４　市長は､前項の調査により､事業開始を承認することが不適当であると認めるときは、事業開始の不承認を決定するものとする。

５　市長は、事業開始について承認することを決定したときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認通知書（様式第３号。以下「事業開始承認通知」という。）により、事業開始の承認について、申請者に通知するものとする。

６　市長は、事業開始について承認しないことを決定したときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始不承認通知書（様式第４号）による、事業開始の不承認及びその理由について、申請者に通知するものとする。

７　事業開始承認通知を受けた者が、当該通知を受けた翌年度内に交付申請を行わない場合は、補助対象事業を廃止したものとみなす。

（交付決定）

第９条　市長は、補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、太陽光発電設備（オフサイトPPAモデル）若しくは高効率空調機器又は高効率照明機器のいずれかの補助金の交付の申請があったときは、市長が国へ高岡市脱炭素先行地域づくり事業にかかる事業計画変更を申請し、計画変更が承認された場合に限り、補助金の交付を決定するものとする。

（決定の通知）

第10条　市長は前条第１項の交付を決定したときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付・不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前条第１項の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第11条　第９条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請内容を変更し、中止し、若しくは廃止しようとするとき又は補助事業が予定の期間内に完了しないときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第６号）を市長に提出し、その承認を受けなければな

らない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

（変更後の交付決定）

第12条　市長は、前条の規定により変更、中止又は廃止の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更（中止・廃止）通知書（様式第７号）により通知するものとする。

（状況報告等）

第13条　市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対して、経理状況その他必要な事項について、報告をさせ又は検査を行うことができる。

（実績報告）

第14条　交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助事業が完了した日の属する会計年度の２月の第２金曜日（当該日が高岡市の休日を定める条例（平成17年高岡市条例第２号）第１条第１項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日以前で最も近い市の休日に当たらない日）のいずれか早い日までに、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書（様式第８号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が申請内容の廃止を承認している補助対象事業については、この限りでない。

(1)　領収書の写し

(2)　契約書の写し

(3)　保証書、納品書、出荷証明書等、新品の機器を設置したことが確認できる書類

(4)　工事後の配置図及び写真

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第15条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付額を確定し、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書（様式第９号。第17条において「確定通知書」という。）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第16条　前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

（補助金の代理受領）

第17条　交付決定者は、補助金の受領を、補助対象事業に係る契約をした者（以下「事業者」という。）に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

２　代理受領を行おうとする交付決定者（以下「代理受領委任者」という。）は、第６条第１項の規定による申請の際、同項に規定する書類に加え、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領事前届出書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

３　代理受領委任者は、前項の規定による届出の内容に変更が生じたとき又は代理受領を中止したときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領事前届出変更（中止）届出書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

４　代理受領委任者は、第14条の規定による実績報告の際、同条に規定する書類に加え、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領委任状（様式第13号）を市長に提出しなければならない。

５　補助金の代理受領を委任された事業者（以下「代理受領受任者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領に係る補助金交付請求書（様式第14号）に、確定通知書の写しを添付し、市長に提出す

るものとする。
6　代理受領受任者は、補助金の受領を確認したときは、速やかに代理受領委任者に当該補助金に係る費用の支払を確認できる書類を発行するとともに、その写しを市長に提出しなければならない。
（補助金の交付）
第18条　市長は、前２条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、交付決定者又は代理受領受任者に当該請求額を交付するものとする。
（交付決定の取消等）
第19条　市長は、補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかの場合に該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第４号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
(1)　交付決定者が、法令等又は法令等に基づく市長の処分若しくは指示に従わない場合
(2)　交付決定者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
(3)　交付決定者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
(4)　天災地変その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（交付決定者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
(5)　高効率空調機器又は高効率照明機器の交付決定者が、2030年までに電力消費に伴うCO2排出量実質ゼロを達成できない場合
2　市長は、前項の規定により交付決定額を減ずる決定をした場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずることができる。
（関係書類の保管）
第20条　交付決定者は、当該補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、事業終了年度の翌年度から起算して５年間保存しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について処分制限期間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間をいう。）を経過しない場合においては、財産管理台帳その他関係書類を保存しなければならない。
2　前項の規定に基づき保管するべき帳簿等のうち、電磁的記録により保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
（対象設備の管理）
第21条　対象設備の設置等をした交付決定者は、その対象設備を善良なる管理者の注意をもって適正に管理し、補助金の交付の目的に従いその適正な運用を図らなければならない。
2　前条に定める処分制限期間を経過するまで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）てはならない。
3　前条に定める処分制限期間内において、取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。
4　市長は、前項の承認申請書の提出があった場合、内容を審査し、処分を承認する場合

は、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金に係る財産処分承認通知書（様式第16号）により、対象設備に係る補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

５　補助金の交付を受けた者は、市長から交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求された場合は、請求に応じ返還しなければならない。

（データ等の提供協力）

第22条　太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた者は、事業の完了の日の属する年度の翌々年度の７月第４金曜日（当該日が高岡市の休日を定める条例第１条第１項に規定する市の休日に当たる場合は、その前日以前で最も近い市の休日に当たらない日）までに、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金自家消費割合実績報告書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

２　太陽光発電設備に係る補助金の交付を受けた者は、市長が太陽光発電に関する発電電力量等のデータの提供その他の報告及び太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査の実施を求めた場合は、協力しなければならない。

（補則）

第23条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年９月30日から施行する。

（要綱の失効）

２　この要綱は、令和９年３月31日に限り、その効力を失う。

３　前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年11月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

交付対象者	対象事業	対象設備	補助要件	補助率	対象経費
第３条第１項第１号に規定する交付対象者	国要領別紙１の２アに規定する再エネ設備整備	太陽光発電設備（ソーラーカーポートを含む）	国要領別紙１の交付要件のとおり	３分の２	国要領別表第１のとおり
	国要領別紙１の２イに規定する基盤インフラ整備	蓄電池			
第３条第１項第２号に規定する交付対象者	国要領別紙１の２ウに規定する省CO2等設備整備	高効率空調機器			
		高効率照明機器			

別紙

【対象地域の航空写真】





【対象地域のマップ】





様式第１号（第６条関係）

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第６条第１項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

対象事業の実施場所住所	高岡市
補助金申請額（千円未満切捨て）	金　　円
事業着手予定日	年　　月　　日
事業完了予定日	年　　月　　日
税情報の確認に関する同意	どちらかにチェックしてください（例　☑） 私は、補助金の交付に必要となる条件の確認のため、高岡市が保有する私（申請者）の税務情報を貴職が確認することに ☐ 同意します。　　☐ 同意しません。

関係書類
・見積書の写し
・仕様書又はカタログの写し
・事業対象箇所の配置図及び写真
・補助金算定表（別紙１）
・誓約書（別紙２）
・その他市長が必要と認める書類

別紙１
補助金算定表

（円）

対象事業	① 事業費 （税込）	② うち、 消費税額	③ （①－②） 事業費（税抜）	④ 太陽光発電設備の 発電出力／ 蓄電池の定格容量	⑤ （③/④） 1kW／1kWh あたりの設 置費用
例：太陽光 発電設備	1,155,000	105,000	1,050,000	5.25kW	200,000
計					

※④、⑤は、対象事業が太陽光発電設備又は蓄電池の場合に記載すること。

別紙２

誓　　約　　書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所

（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名

（個人の場合）氏名

連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金を利用し、対象設備を設置するにあたり、下記に従い設置することを誓約します。

１　太陽光発電設備を設置する際は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「ＦＩＴ」という。）の認定又はＦＩＰ（Feed in Premium）制度の認定を取得しないこと。

２　蓄電池を設置する際は、再生可能エネルギー発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において放充電を繰り返すことを前提とした設備とし、停電時のみ利用する非常用予備電源でないこと。

３　太陽光発電設備を設置する際は、太陽光発電に関する発電電力量等のデータの提供その他の報告及び太陽光発電などの再生可能エネルギーに関する調査を求めた場合は、提供に協力すること。

４　高効率空調機器又は高効率照明機器を設置する際は、国要領別紙１に定める設備機器に限ること。

５　補助対象設備について、本補助金の他に、国及び自治体等の負担又は補助を受けないこと。

６　上記事項に反した場合は、交付の取消し、若しくは補助金が交付されているときは、当該補助金の返還に応じるものとする。

様式第２号（第８条関係）

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認申請書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第８条第１項の規定により、事業開始の承認申請を行います。

記

１　事業開始承認概要

対象事業の実施所在地	高岡市	
事業費予定額（千円未満切捨て）	金　　円	
補助対象設備	開始予定日	完了予定日
	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日
	令和　　年　　月　　日	令和　　年　　月　　日

２　関係書類

・見積書の写し
・仕様書又はカタログの写し
・事業対象箇所の配置図及び写真
・事業の実施期間を把握できる予定行程表又はこれに代わるもの
（補助対象設備の導入に係る契約予定日、支払予定日、工事期間、年度ごとの実施内容及び導入時期が判別できること）
・その他市長が必要と認める書類

3　申請者等の情報

(1)　導入設備使用者の情報

・　申請者が PPA 事業者又はリース事業者の場合で、導入設備の使用者が異なる場合は、補助対象設備使用者の情報を記載してください。

・　導入設備使用者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名・氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

(2)　設置場所所有者の情報

・　設置場所所有者が、申請者・導入設備使用者とも異なる場合は、設置場所所有者の情報を記載してください。

・　設置場所所有者が個人の場合は、「担当部署」の「担当者氏名」「住所」「電話番号」「メールアドレス」を記載してください。

法人名称		
代表者	職名・氏名	
担当部署	部署名・役職名	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	メールアドレス	

様式第３号（第８条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所
氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認申請書については、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第８条第５項の規定により、次のとおり承認したので通知する。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　補助対象事業　　年　　月　　日付け事業開始承認申請書のとおり

２　承認条件

(1)　この通知をもって翌年度以降の交付決定を保証するものではない。

(2)　翌年度の申請受付開始後速やかに交付申請を行うこと。

(3)　この通知を受けた翌年度内に交付申請を行わない場合は、補助対象事業を廃止したものとみなす。

様式第４号（第８条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所
氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始不承認通知書

年　　月　　日付けで申請のあった高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金事業開始承認申請書については、事業の開始を承認しないことを決定しましたので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第８条第６項の規定により通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

不承認理由

様式第５号（第 10 条関係）

高岡市指令　　第　　号

住所
氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付・不交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金については、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり交付・不交付決定したので通知する。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　交付

(1)　補助金の金額　　金　　円

(2)　補助事業の目的及び内容

(3)　設備の設置区分　　□太陽光発電設備　□蓄電池　□高効率空調機器
□高効率照明機器

(4)　補助金の交付条件

２　不交付
不交付の理由

様式第６号(第11条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
(法人の場合) 名称・代表者の職名・氏名
(個人の場合) 氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け　　指令第　　号で補助金交付決定を受けた高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、申請の内容を下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金要綱第11条の規定により申請します。

記

1　変更の内容

2　変更（中止・廃止）の理由

1　変更後交付申請額 既交付決定額 差引交付申請額	金　　円 金　　円 金　　円
2　事業着手予定期日（変更）	年　　月　　日
3　事業完了予定期日（変更）	年　　月　　日

※変更の具体的な内容が分かる書類を添付すること。
（添付書類）
補助金算定表等
その他関係書類

様式第７号(第12条関係)

高岡市指令　　第　　号

住所
氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金変更(中止・廃止)通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金については、(　　年　　月　　日付け変更（中止・廃止）申請に基づき審査した結果、)次のとおり変更（中止・廃止）することを承認（決定）したので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　補助金の名称　高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金

２　補助金の変更（中止・廃止）の承認内容

内　　容	変　更　前	変　更　後

３　補助金の変更（中止・廃止）の条件

様式第８号（第14条関係）※高効率照明機器以外の場合

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所

（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名

（個人の場合）氏名

連絡先TEL

年　　月　　日付け　　指令第　　号で補助金交付決定を受けた高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金設備の設置等が完了したので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

補助金交付実績額	金　　円
事 業 着 手 日	年　　月　　日
事 業 完 了 日	年　　月　　日
導入設備のCO2削減効果	t-CO2／年
以下は契約形態がリースであるときのみ記載	
補助金充当前のリース料等の総額（A）	円／月額
補助金充当後のリース料等の総額（B）	円／月額
差額（＝A－B）	円
以下は契約形態がPPAであるときのみ記載	
法定耐用年数の自家消費想定量(C)	kWh
補助金充当前のサービス単価(D)	円/kWh
補助金充当後のサービス単価(E)	円/kWh
サービス控除料(=(C)×(D-E))	円

様式第８号（第14条関係）※高効率照明機器の場合

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け　　指令第　　号で補助金交付決定を受けた高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金設備の設置等が完了したので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第14条の規定により報告します。

記

補助金交付実績額	金　　円
事 業 着 手 日	年　　月　　日
事 業 完 了 日	年　　月　　日
導入設備のCO2削減効果	t-CO2／年
光源色（いずれかに〇）	昼光色・昼白色・白色・温白色・電球色
固有エネルギー消費効率	lm/W
以下は契約形態がリースであるときのみ記載	
補助金充当前のリース料等の総額（A）	円／月額
補助金充当後のリース料等の総額（B）	円／月額
差額（＝A－B）	円

様式第９号(第15条関係)

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付額確定通知書

　　年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定した高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金については、　　年　　月　　日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

　　年　　月　　日

高岡市長　　印

１　補助金の確定額　　金　　円

２　補助金の決定通知済額　　金　　円

様式第10号(第16条関係)

年　　月　　日

高岡市長　あて

住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名

補助金交付請求書兼振込依頼書

金　　円

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金を上記のとおり請求します。
また、高岡市から受ける補助金については下記口座に振込み願います。

振込先	金融機関名及び本・支店名	銀行･信用金庫･信用組合･農協 本･支店･出張所
	預金の種類及び口座番号	普　通 口座番号 当　座
	フリガナ	
	口座名義人	

※　添付書類　口座番号及び口座名義人の確認できる書類（通帳表紙の裏面など）の写し

様式第 11 号(第 17 条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領事前届出書

年　　月　　日

高岡市長　あて

代理受領を委任する者（申請者）
住 所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の受領に係る権限を、下記の事業者に委任する予定であることを届け出ます。

記

１．事業内容

事業の所在地	
導入する設備	

２．代理受領を委任される者（事業者）

商号又は名称	
代表者の氏名	
事業所の所在地	
連絡先（電話）	

様式第 12 号(第 17 条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領事前届出変更（中止）届出書

年　　月　　日

高岡市長　あて

代理受領を委任する者（申請者）
住 所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　月　日付けで届け出た高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の受領に係る権限について、下記のとおり変更（中止）することを届け出ます。

記

１．事業内容

事業の所在地	
導入する設備	

２．代理受領を委任される者（事業者）

商号又は名称	
代表者の氏名	
事業所の所在地	
連絡先（電話）	

※変更を届け出る事項のみ記入し、変更しない事項は斜線を記入すること。

様式第 13 号(第 17 条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領委任状

年　　月　　日

高岡市長　あて

代理受領を委任する者（申請者）
住 所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け高岡市指令　第　　号で交付決定のあった　　年度高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金の受領に係る権限を次の者に委任します。

１．代理受領の内容

事業の所在地	
導入する設備	
代理受領を委任する金額	円

２．代理受領を受任する者（事業者）

商号又は名称	
代表者の氏名	
事業所の所在地	
連絡先（電話）	

様式第 14 号(第 17 条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金代理受領に係る補助金交付請求書

年　　月　　日

高岡市長　あて

代理受領を委任された者（事業者）
住 所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け高岡市指令　第　　号で確定のあった　　年度高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金について、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第 17 条第５項の規定により請求します。

１．請求額　　円

２．事業内容

事業の所在地	
導入した設備	

２．振込口座

金融機関名及び本・支店名	銀行・信用金庫・信用組合・農協 本・支店・出張所
預金の種類及び口座番号	普　通 口座番号 当　座
フリガナ	
口座名義人	

様式第15号(第21条関係)

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金に係る財産処分承認申請書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け　　指令第　　号で交付額決定通知を受けた補助対象設備を処分したいので、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第21条第３項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

１　取得財産等　　□太陽光発電設備　□蓄電池　□高効率空調機器
□高効率照明機器

２　取得財産等の設置場所

３　取得財産等の総補助対象事業費及び補助金額

４　財産処分の内容
(1) 財産処分の理由
(2) 財産取得年月日
(3) 財産取得後の経過年数
(4) 財産処分制限期間
(5) 処分の内容
(6) 処分予定年月日

５　補助金返還額

６　添付書類（付近見取図、平面図、対象設備（機器）仕様書、写真その他参考資料）

様式第16号(第21条関係)

高岡市指令　　第　　号

住所

氏名　　様

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金に係る財産処分承認通知書

年　　月　　日付けで申請を受けた、処分を制限された取得財産等の財産処分の承認申請について、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第21条第４項の規定により、次のとおり承認し、補助金返還額を通知します。

年　　月　　日

高岡市長　　印

１　返還対象財産　　□太陽光発電設備　□蓄電池　□高効率空調機器
□高効率照明機器

２　返還対象財産の設置場所

３　返還対象財産の総補助対象事業費及び補助金額

４　財産処分の内容
(1) 財産処分の理由
(2) 財産取得後の経過年数
(3) 財産処分制限期間
(4) 処分の内容
(5) 処分予定年月日

５　補助金返還額

様式第17号（第22条関係）

高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金自家消費割合実績報告書

年　　月　　日

高岡市長　あて

申請者　住　所
（法人の場合）名称・代表者の職名・氏名
（個人の場合）氏名
連絡先TEL

年　　月　　日付け　　指令第　　号で補助金交付決定を受けた補助対象設備について、高岡市脱炭素先行地域づくり事業費補助金交付要綱第22条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

１　発電・消費期間

年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

（注）原則として補助対象設備を設置した日の属する年度の翌年度の４月１日から３月31日までとすること。

２　発電量

kWh（小数点第２位以下切捨て）

３　消費量

自家消費量　・　高岡市脱炭素先行地域内での消費量（いずれかに〇）

kWh（小数点第２位以下切捨て）

４　消費割合（２（発電量）のうち３（消費量）が占める割合）

％（小数点第２位以下切捨て）

５　添付書類（発電量が分かる書類、消費量が分かる書類その他市長が必要と認める書類）